

# 賛助会員規程

(賛助会員)

第1条 この規程は、公益社団法人大分県作業療法協会定款施行規則第2条第3項に従い、公益社団法人大分県作業療法協会（以下「本会」という。）の目的に賛同し、これを援助しようとする個人または法人若しくは団体は、別記様式第4号の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を経て本会の賛助会員となることができる。

(賛助会員の年会費)

第2条 賛助会員の年会費を次の通りにする。

- (1) 法人若しくは団体の年会費 15,000円
- (2) 個人の年会費 3000円

2 会費納入は原則として、当該年度6月末日までとする。

(賛助会員の特典)

第3条 賛助会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 本会が主催する学会、研修会等で展示設備がある場合には、展示空間を無料で利用することができる。ただし、設営にかかる実費は、当該賛助会員の負担とする。
- (2) 本会が発行する会員名簿に、事務所、営業所、電話番号のほか、営業品目等を無料で掲載することができる。
- (3) 作業療法に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等を行う場合には、本会からの指導・助言を受けることができる。

(募金の制限)

第4条 本会は、本会が主催する学会、研修会等に際し、賛助会員に寄付を求めないことを原則とする。

(規程の変更)

第5条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。